令和６年９月９日

一般職非常勤職員の報酬単価改定について（提案）

１．改定の内容・考え方

最低賃金法による大阪府最低賃金が改正されたことを踏まえ、大阪府最低賃金を下回る施設管理員等の報酬単価について引き上げを行う。

○ 非常勤作業員（時間額）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 経験年数 |
| 1年未満 | １年以上２年未満 | ２年以上３年未満 | ３年以上４年未満 | ４年以上５年未満 | ５年以上６年未満 | ６年以上７年未満 | ７年以上８年未満 | ８年以上 |
| 施設管理員調理員 | 令和６年10月１日～ | **１，１１４円** | **現行通り** |
| (参考)現行 | 1,073円 | 1,083円 | 1,093円 | 1,103円 | 1,114円 | 1,124円 | 1,134円 | 1,144円 | 1,155円 |

※下線が改定箇所

２．施行期日

令和６年10月１日

３．協議期限

　令和６年９月18日